手続きの流れ

申　請　者	町内施工業者	長　洲　町
①補助金交付申請 (1)補助金交付申請書 (2)補助対象空家等の位置図 (3)解体及び除去の見積書（写し） (4)現況写真 (5)登記事項証明書又は固定資産評価証明書 (6)長洲町町税滞納状況調査承諾書 (7)町内施工業者との契約書又は請書（写し） 委任を受けた人が申請する場合 (8)委任状 土地と建物の所有者が違う場合 (9)土地所有者の同意書 (10)その他町長が必要と認める書類	提出（持参）→	②補助金交付申請受付 1　空家等除去事業補助金の場合 書類審査（1～2 週間程度） 2　老朽危険空家等除去事業補助金の場合 書類審査及び現地調査による不良度判定 （3～4 週間程度）
④補助金交付決定通知受領	← 郵送	③補助金交付（不交付）決定
	⑤解体工事着手	
工事に変更が生じた場合 (1)変更申請書 (2)変更後の見積書（写し） (3)町内施工業者との変更契約書又は請書（写し）	提出（持参）→	変更申請受付
変更交付決定通知受領	← 郵送	変更交付決定通知
	⑥解体工事完了	
⑦完了実績報告 (1)完了実績報告書 (2)領収書（写し） (3)解体及び除去後の写真 (4)廃棄物処理に関する処分証明書類（写し） (5)その他町長が必要と認める書類	提出（持参）→	⑧完了実績報告受付
⑩補助金確定通知受領	← 郵送	⑨補助金確定通知
⑪補助金交付請求	提出（持参）→	⑫補助金交付請求受付
⑭補助金受領	← 口座へ振込	⑬補助金交付